

## ◎株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(平成一九年五月二五日法律第五八号)

### 一、提案理由 (平成一九年三月二九日・衆議院内閣委員会)

○渡辺国務大臣 株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨年五月に成立した簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、いわゆる行政改革推進法においては、政策金融改革として、平成二十年度において現行の政策金融機関を再編成し、新たに一つの政策金融機関を設立することとし、その機能を国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能等に限定すること等の方針が規定されたところであります。

政府としては、改革の後退は許さないという姿勢で政策金融改革に取り組んでおり、行政改革推進法や昨年六月に行政改革推進本部で決定した政策金融改革に係る制度設計に則して、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を解散し、新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるため、これら二法を提出する次第であります。

…………… (略) ……………

次に、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、恩給法を初め独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律を含む八十六の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、株式会社日本政策金融公庫法案等二法案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

### 二、衆議院内閣委員長報告 (平成一九年四月二六日)

○河本三郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について申し上げます。

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、八十六の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めるものであります。

両案は、去る三月二十九日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、直ちに本

委員会に付託され、同日渡辺国務大臣から提案理由の説明を聴取し、審査に入りました。次いで、参考人から意見を聴取するほか、経済産業委員会、財務金融委員会との連合審査会をそれぞれ開会するなど慎重に審査を行い、四月二十四日質疑を終局いたしました。質疑終局後、直ちに討論を行い、採決いたしましたところ、両案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年四月二四日）

（株式会社日本政策金融公庫法（平一九法五七）の附帯決議と一括して掲載）

**三、参議院内閣委員長報告（平成一九年五月一八日）**

○藤原正司君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、渡辺国務大臣等に対して質疑を行い、また、四名の参考人から意見を聴取したほか、財政金融委員会との連合審査会を行い、尾身財務大臣等に対しても質疑を行うなど、慎重な審議を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、四機関を新公庫に統合する意義と効果、新公庫に承継される業務の範囲と利用者の利便性の確保、国際協力銀行を分割・再編することの妥当性、政府及び新公庫による金融秩序の混乱等への危機対応、新公庫における資金調達の方法、新公庫の貸付残高に係る目標設定の要否等であります。その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終わり、順次採決の結果、二法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二法律案に対し十項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年五月一七日）

（株式会社日本政策金融公庫法（平一九法五七）の附帯決議と一括して掲載）